

日行連発 187号  
平成28年5月20日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫  
第二業務部  
部長 高尾 明仁

「持分なし医療法人」への移行手続きについて（周知依頼）

日頃より当会の運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では平成26年10月1日から「持分なし医療法人」への移行による税制優遇措置及び低利の融資の制度を開始しております。本優遇措置は平成29年9月30日をもって終了いたしますが、全国約4万の対象医療法人の内、現在までに移行された件数はごくわずかに留まっている状態です。

同制度の手続きは医療法人の資産評価に重点が置かれており、そのため、相談先として税理士などが紹介されております。しかし、移行の手続きの中で「都道府県による定款変更の認可」が必要とされており、当該申請については当然に行政書士の専管業務とするところであります。

つきましては、本手続は行政書士が積極的に関わっていくべきと考えますので、各単位会長様におかれましては当該移行手続きについて会員へ広くご周知くださいますようお願いいたします。

なお、本件については、会員専用サイトにも掲載しておりますので、ご承知おきください。

以上

参考：厚生労働省 HP 「「持分なし医療法人」への移行の手引書について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080380.html>

「持分なし医療法人」への移行の手引書

[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/igyokeiei/dl/ikoutebiki\\_01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/igyokeiei/dl/ikoutebiki_01.pdf)

「持分なし医療法人」への移行推進策のご案内

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/dl/ikousokushin.pdf>